

質問に先立ち平成30年7月豪雨ならび台風21号並びに北海道胆振東部地震において、お亡くなりになられた方々に対し、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

それでは、公明党議員団を代表して、花川区長、清正教育長に大きく3点にわたり質問を致します。

はじめに、さらなる区民の安全をまもる北区をについて伺います。

本年6月18日大阪北部地震が起り、ブロック塀の倒壊などで5人がお亡くなりになり、震度6弱を観測した大阪府高槻市では、登校中の小学4年生の児童が学校のブロック塀の下敷きになり亡くなっています。この塀は、高さや強度が建築基準法の施行令に適合しておらず違法状態であったことがわかり全国で塀の緊急調査が行われました。公明党北区議員団としても、7月2日「通学路の安全総点検とブロック塀などの助成制度の拡充を求める意見書」を急遽花川区長に提出、区民、児童の安全安心のため緊急点検、助成等を求めました。区に於いては、8月1日の北区ニュースでコンクリートブロック塀等の改善工事助成事業を開始する旨を発表、区の迅速な対応に敬意を表します。

そこで、はじめに区における学校他、区有施設において違法状態や傾き、ひび割れのある危険なブロック壁等の状況、対策について伺います。

また助成の要件である通学路等について、学校で指定している以外の通学路等も含めるべきと考えますがいかがでしょうか。さらに通学路等の民間の危険なブロック塀について区としても指導すべきと考えますがいかがでしょうか。区の見解を伺います。

大阪北部地震では、報道によると住宅全壊12棟、半壊263棟、一部損壊41,189棟の被害が報告され、大阪等5府県で5万5千基のエレベーターが停止、数千基の復旧が遅れ、339基で閉じ込めが発生しております。またJR西日本の在来線で153本、私鉄各社で計81本の駅間停車も発生、多くの交通機関が運転を見合わせたため帰宅困難者が発生、270万人に影響が出たとされています。さらに、自力で避難するのが難しい方々の対応に自治体で差があったとのことですが、そこで伺います。

一、今後北区においても首都直下型地震が予測される中、罹災証明の迅速な対応が望まれますが、大阪北部地震では、各自治体では応急危険度判定が人員不足で遅れが出たり、また京都の自治体では一部損壊に限り写真など自己判定方式を導入したところもありますが、区に於いての罹災証明発行についての体制と自己判定方式についての見解を伺います。

一、首都直下型地震が起こった場合、エレベーターの閉じ込めの全員救出には半日以上かかると言われていますが、夏場など熱中症の危険性もあり、区有施設での緊急備品等のエレベーター閉じ込め対策についての現状と民間へのエレベーター内緊急備品等の設置啓発をすべきと考えますが、区の見解を伺います。

一、大阪府では、被害の大きかった市の情報収集に追われ、混乱する都心の状況を把握できなかつたとして「帰宅困難者対策のガイドライン」に規定されていた『一斉帰宅抑制の呼びかけなど』の項目を実施していなかつたとのことですが、首都圏で地震があつた場合帰宅困難者は最大800万人に上るとされていますが、区における帰宅困難者対策と大阪府のような状況についてどのような対策が必要だと考えますでしょうか。

一、災害対策基本法で整備が義務付けられている自力で避難が困難な方々の「避難行動要支援者名簿」について、大阪北部地震では、13市町村のうち8市町村の活用にとどまつたとのことですが、区における避難行動要支援者名簿の活用の流れと配布先、人数について伺います。また今回の地震を受け災害時に確実に活用するためには区として今後どのような対応をすべきと考えますでしょうか。

次に、平成30年7月豪雨災害に関連して区の水害対策について伺います。

平成で最悪の被害となつた豪雨災害である平成30年7月豪雨は、全国で死者200人を超える甚大な被害となりました。豪雨は1時間当たり120ミリを超え、24時間当たりの降雨量が観測史上最大を記録した自治体は76自治体に及びました。そこで伺います。

一、被害が大きかつた岡山県真備町では、地区面積の27%が浸水しましたが、浸水の深さなどは市が作成したハザードマップ（災害予測図）で示された想定とほぼ一致していたとのこと、平時における住民への周知方法の課題が浮き彫りになりました。そこで伺います。区に於いての河川氾濫の想定と電柱への表示物等、ハザードマップのさらなる周知について検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

一、真備町では、多くの方が逃げ遅れてお亡くなりになり、また8割が高齢者の方でしたが、行政の住民への避難情報の出し方と災害弱者の避難のあり方が課題となりました。区に於いては、区長の判断が大変重要だと考えますが、今回の災害を受け、避難情報の出し方と要支援者の避難についてどのように考えますでしょうか。区の見解を伺います。

一、今回の豪雨で行政は、サイレンを伴う防災行政無線などで避難をよびかけていましたが、川の流れる音や雨の音が激しく、内容はほとんど聞き取れなく多くの人が逃げ遅れたとの証言もでていますが、区に於いても情報伝達のあり方、気象情報メールや防災アプリ等の普及啓発にさらに取組むべきと考えますが、現状と課題について伺います。

一、北区の場合、やはり集中豪雨と台風における避難のあり方について検討する必要があるのではと考えますが、集中豪雨の場合石神井川の流域に於いては、垂直避難についての周知と場の確保を推進すべきと考えますがいかがでしょうか。台風の場合、荒川下流タイ

ムラインを策定運用しておりますが、昨年の我が会派の代表質問で提案したさらなる避難対策として常総市のようなマイタイムラインの普及啓発に取り組むべきと考えますが区の見解を伺います。

一、北区においても、今回のような豪雨の場合、河川氾濫の危険性として荒川と石神井川が心配され、現在国や都で水害対策がすすめられていると伺っておりますが、内容について伺います。また北区の防災対策強化を考えた場合、人員体制の拡充も重要だと考えますがいかがでしょうか。

次に、熱中症対策について伺います。

気象庁の本年7月の天候のまとめの発表によると、東日本の平均気温は平年を2.8度上回り、1946年の統計以来最も高く、7月23日には埼玉県熊谷市で国内観測史上最高の41.1度を記録、この猛暑は「30年に一度以下での頻度で起こる異常気象であったと言える」とし一方で「地球温暖化が進行し、大雨や顕著な高温が長期的に増え、将来も増える」と予想されると発表しています。この記録的暑さの中、7月17日には、愛知県豊田市で小学校1年生が校外学習に出かけ、熱中症でなくなるという痛ましい事故も起きています。そこで伺います。

一、東京都監察医務院によると、7月に23区内で熱中症でお亡くなりになられた方が96人にのぼりましたが、北区内に於いてこの夏熱中症で亡くなられた方の把握はしておりますでしょうか。また学校等で熱中症になった児童はいましたでしょうか。

一、猛暑の中、全国で学校の体育の授業や屋外活動で熱中症で搬送された児童生徒が多くおりましたが、教育委員会としても何らかの熱中症への対応が必要だと感じますが、いかがでしょうか。またプールについても気温が34度以上になると水温が35度以上になり熱中症になる可能性があるとして中止した自治体もありましたが、区の現状と考えを伺います。

一、荒川区では、熱中症予防の緊急対策として、自宅にエアコンがない高齢者等を対象に、購入と設置の費用を助成する制度を8月から始めましたが、今後北区としても補助制度等検討すべきと考えますがいかがでしょうか。また生活保護受給者のエアコンの設置については、急遽国において7月1日からエアコン購入費用支給を開始しましたが、対象者は本年4月以降の受給者で、それ以前の生活保護世帯についてもエアコン設置をできるよう取り組むべきと考えますが区の見解を伺います。

一、学校の体育館について、災害時には避難所となることも含め今後エアコンの設置について検討すべきと考えますがいかがでしょうか。また学校や保育園等の熱中症対策として、

いくつかの小学校で設置しているミストシャワーを全区的に設置はできないでしょうか。区の見解を伺います。

大きな 2 点目、いつまでも安心して住み続けられる北区をについて伺います。国連の推計によると日本で 2007 年に生まれた子どもの 50%以上が 107 歳まで生きると予測していますが、いままでの教育、仕事、引退というステージが変化し、これからは生涯を通じて様々なキャリアを経験する、いわゆるマルチステージ化するといわれております。

区に於いても、今後人生 100 年時代が到来すると予測される中、あくまで自身がどのように生きるか設計することは個人の選択ですが、区民の皆様の思いを実現しやすい社会環境の整備が行政の役割だと考えます。健康増進、社会保障制度、まちづくり、地域コミュニティ等の課題に対応していかなくてはならないと考えますが、花川区長は人生 100 年時代に対応する行政の役割についてどのように捉え、どのような施策展開が必要だと考えているのか、見解を伺います。

人生 100 年時代において、健康で自立した生活を送ることができるいわゆる健康寿命はもちろん重要ですが、ある識者は、「私たちが生きる目的は、『健康でいる』ことでなく、『健康でいる』ことは、幸せになるための一つの手段である」と幸せを感じていただける期間、幸福寿命を提唱しています。年齢を重ねると病気になるリスクの高まりや不健康な状態でも人生に充実を感じている方々もたくさんおります。そうした意味で人生 100 年時代には、この幸福寿命という目的をしっかりと定め様々な課題に対応していく必要があると考えますが、花川区長の見解を伺います。

また長寿社会には、高齢者の皆さんが安心して暮らせる環境整備が重要ですが、平成 22 年に、我が会派の宮島議員が提案した大田区の『高齢者見守りキーホルダー』事業があります。これは、緊急連絡先や医療情報などを区に登録し、登録番号が入ったキーホルダーを受け取り、常に身に付けておくことで高齢者が外出先で突然倒れるなど、身元の確認ができない状態で緊急搬送された際、24 時間体制で迅速に住所・氏名等の確認が行えるようにするためのものです。また認知症の方の徘徊などで警察が保護した場合にも役立つものでさらに、キーホルダーを有効に活用するため、年 1 回、登録情報の更新をしているとのこと。対象は 65 歳の以上の方で、大田区では 5 人に一人が登録携帯しており、現在全国 40 を超える自治体に広がり、近隣の足立区、板橋区でも事業を実施しております。ぜひ北区におかれましても、高齢者の皆様が安心して過ごせるよう見守りキーホルダー事業を開始してはいかがでしょうか。

また、一人暮らし高齢者の皆様から将来への不安も伺いますが昨年、区に於いてマイエ

エンディングノートを作成、区内17カ所の高齢者あんしんセンター等にて配布頂きましたが、部数やノートの内容、反響などについて伺います。また今後も配布を継続すべきと考えますがいかがでしょうか。

さらに踏み込んで、高齢者の終活支援に積極的に取り組んでいる自治体もありますが、先般横須賀市のエンディングサポート事業と終活情報登録伝達事業の話をお伺いしました。エンディングサポート事業は平成27年から開始、一人暮らしで身寄りがなく、生活にゆとりがない高齢等の市民の方の葬儀・納骨などに関する心配事を早めに解決し生き生きと人生を送っていただく事業で、生活保護受給の方も利用できます。支援の流れは、希望する対象者は、協力事業者との間で生前契約を交わし費用も預けて頂き、希望によりリビングウィル（延命治療意思）も市と事業者が保管、市は支援プランを立てカードを発行、本人はカードを携帯し、万一に備え玄関先にも貼付し緊急時には医療機関等から市や事業者と連絡が入るといったものです。

一方、終活情報登録事業はすべての市民を対象に平成30年度から開始、緊急連絡先やお墓の所在地等の終活関連情報を生前、本人の希望に基づき、市に登録し本人が意識障害になったりお亡くなりになった場合その情報を、特定のものからの問合せに限定開示することにより、本人の尊厳を守るとともに、安心した人生を送って頂くことを目的とした事業です。

そこで伺います。

一、区に於いては、身寄りのない一人暮らし（または引き取り手がいない）の方がお亡くなりになった場合、現状はどのような経緯になりますでしょうか。また昨年度何人の方に区が葬祭費用を負担し、近年の傾向はいかがでしょうか。

一、身寄りない高齢者等がお亡くなりになり、預貯金を残し葬儀の希望等について記載されたエンディングノート等が見つかった場合でも、現状は区が葬祭費用を負担することになるのでしょうか。またその理由について伺います。

一、やはり今後単身世帯が増加する中、区に於いても高齢者の皆さまが将来を安心して過ごせるよう横須賀市のような終活支援事業にぜひ取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、高齢者の住宅生活支援について伺います。

高齢者の皆様からは、立ち退き等で引っ越さなければならない場合、なかなか物件が見つからなく困っているとの話も伺います。一方賃貸アパートの大家さんからは、空室へ的高齢者の入居は、将来を考えると不安があるとの声も伺いますが、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう行政としても地域包括ケアの観点からも支援が必要だと考

えます。

そこで品川区では、住まいの確保に関する支援および見守り等の生活支援を一体的に提供する「品川区高齢者住宅生活支援サービス事業」を8月から開始しました。内容は生活支援が必要と思われる高齢者と利用締結し、状況に応じて、電話や訪問等を行う定期連絡や、困りごとの生活相談、緊急通報システムによる緊急対応、退去の際の家財撤去などを行う生活支援サービス事業を社会福祉協議会に委託して実施。サービス利用料は2年間で4800円、家財撤去の預託金1kで15万円です。大変に利用者大家さんからは好評とのことですが、区に於いても品川区のような高齢者の住宅生活支援事業を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に認知症施策について伺います。

現在認知症の方は、2015年厚労省の発表によると高齢者の7人に一人と発表され、2025年には5人に一人となると予測しています。そうした中、認知症の方が外出先で事故を巻き起こし、高額な損害賠償を請求される事例もあり、認知症の方への保険事業を始めた自治体もあります。神奈川県大和市では、平成29年度から「はいかい高齢者個人賠償責任保険事業」を開始、認知症の方が第三者に負わせた損害の補償やケガ等に対する不安を和らげることを目的とした事業です。対象は市のはいかい高齢者等SOSネットワーク登録者で補償額は3億円、保証の範囲は、本人が「責任無能力者」とされることが予想されるため、配偶者、同居の親族等となっており、現在283名が登録しております。

そこで伺います。区に於いても、認知症高齢者を抱えるご家族の安心のためにも登録制度を構築し、徘徊高齢者の保険事業の取組はできないでしょうか。区の見解を伺います。

大きな3点目、だれもが暮らしやすい魅力ある北区をについて伺います。

はじめに、マイナンバーカードとAI活用について伺います。

マイナンバーカードを利用したマイナポータルでの子育てワンストップサービスは、保育園の入園申請、妊娠届けや児童手当等、子育てに関する手続きをはじめとして様々な申請や届け出がオンライン上でできるサービスです。またお知らせ機能として乳幼児健診や予防接種のお知らせなど忙しい子育て世代には大変便利なサービスですが、全国で多くの自治体が導入し、23区でも10区以上が実施していますがぜひ北区に於いても導入すべきと考えますがいかがでしょうか。また高松市では、保育園の入所先行にAIを活用し、市民サービスの向上と職員の働き方改革を実施、結果通知を迅速化するとともにより公正で正確な選考につなげるとのことで、同様のシステムでさいたま市で行われた実証実験では、約1500時間かかっていた作業がAIにより数秒に短縮される結果もでております。

北区においても、保育園入園選考利用者のみならず、迅速な結果通知、サービス向上のためAIの活用について検討すべきと考えますがいかがでしょうか。区の見解を伺います。

、

次に魅力ある公園づくりについて伺います。

子育て世代の保護者からは、子ども達のためにボール遊びができる公園が欲しい、思い切り体の動かせるアスレチックの公園をとの声も伺いますが、現状の公園は都市公園法により平成 5 年までは児童公園には「ブランコ」「砂場」「すべり台」の設置が義務付けられ、どの公園にも似たような遊具が設置、個性の乏しい公園となっている課題があると思います。そこで先日足立区のパークイノベーション推進計画を伺ってまいりました。

計画策定の背景としては、個性に乏しい公園、公園施設の偏在、一斉に迎える改修時期への課題に対応し、だれもが「お気に入りの公園を見つけられる」よう計画を策定。

3つのエリアを設定し、自転車を利用していける範囲をお出かけエリアとし、水遊び施設、ボール遊びコーナーを配置、歩いて行けるエリアをお散歩エリアとし、大型遊具を設置、お年寄りや小さな子どもが歩いていける範囲をご近所エリアとし、砂場を設置、その他公園トイレは半径250mに概ね1か所とし推進をするものです。そこで伺います。北区においても今後限られた財源の中で魅力ある公園づくりのためにも、エリアごとの公園整備という考え方を取り入れた計画策定が必要と考えますがいかがでしょうか。またトイレなどの更新に多額の費用を要する施設は総量抑制を図りつつ、日常管理の中で予防保全的な改修を実施すべきと考えますが、区の見解を伺います。

3点目に、障がい児（者）施策について伺います。

重症心身障害児、医療的ケア児のお子様の保護者からは、日中預け先がなく困っている、また卒業後の行き場がないとの将来への不安も伺います。そこで現在23区中21区で実施している重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業を区においても実施できないでしょうか。また卒業後の通える場を区に於いても検討すべきと考えますがいかがでしょうか。さらに大型ベットのトイレ、いわゆるユニバーサルトイレを増やして欲しいとの要望も伺っておりますが、区の見解を伺います。

知的障がい児（者）の保護者の方からは、移動支援の時間数の拡大と通所等について要件の緩和を求める要望も伺います。また、緊急一時保護についても利用上限日数の拡大と緊急時に利用できないとの声も伺いますが、区に於いて検討すべきと考えますが、あわせて区の考えをお示しく下さい。

4点目として、介護予防・日常生活支援総合事業について伺います。区は平成29年4月より介護予防・生活支援サービスにおいて北区独自型サービスを開始しておりますが、介護事業者の方からは、北区は他区と比較すると報酬単価設定がきびしく撤退する事業者もあるとの声を受け、利用者サービスに影響が出るとの観点も含め、公明党議員団としても報酬改正を求めて参りました。今回の10月改正において、訪問型・通所型サービスにおいて報酬が引き上げられることには区の対応を評価致しますが、いまだ他区に比べ十分ではないと声も伺います。そこで今回の改正内容と区の見解を伺います。また近隣区は通所型

サービスで緩和した基準によるサービスを実施しておりますが、区も実施すべきと考えますがいかがでしょうか。

5点目として就学援助について伺います。今回、我が会派が求めてきた小学校、中学校における就学援助入学準備金の増額を区が決定したことは大いに評価いたしますが、なぜ補正予算での上程となったのかについての経緯と内容、実施時期について伺います。

最後に就学援助前倒し支給について、現在北区中に張り出されている日本共産党のポスターに就学援助前倒し支給について載っておりますが、内容は「548億円の積立金は区民の暮らしのために」とあり、その下に「4回の予算組み替え提案で実現しました！」と書かれ項目として入学準備金前倒し支給他、3項目が並んでおります。これは区民がみると548億円の基金を使い、4回の予算組み替え提案で入学準備金前倒し支給等が実現したと誤って理解してしまうのではないのでしょうか。そもそも4回の予算組み替え提案はすべて否決されており、各事業の当初予算にも反対しているのが事実であります。

そこで伺いますが、4回の予算組み替え提案で、実現したものがあるのでしょうか、入学準備金前倒し支給等が本当に予算組み替え提案で実現したのかどうか区長の明確な答弁を求めます。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。